

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	2022 年度 (令和 4 年度)
計画主体	松 前 町

松前町鳥獣被害防止計画

〈連絡先〉

担当部署名	松前町農林畜産課
所在地	松前郡松前町字福山 2 4 8 番地 1
電話番号	0 1 3 9 - 4 2 - 2 2 7 5
F A X 番号	0 1 3 9 - 4 6 - 2 0 4 8

1 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象地域	北海道松前町全域
計画期間	2022年度（4年度）～2024年度（6年度）
対象鳥獣	トド、アザラシ類、オットセイ、ヒグマ、キツネ、タヌキ、エゾシカ

2 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（2年度 調査による）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値等
トド (トド被害実態調査より)	漁具 水産物	0件、0千円（漁網） トドの出没により漁場の対象水産物が逸散することで漁獲量が減っているとの報告があるが被害額については不明。
アザラシ類	水産物	アザラシ類の出没により漁場の対象水産物が逸散することで漁獲量が減っているとの報告があるが被害額については不明。
オットセイ (海獣類漁業被害状況調より)	漁具 水産物	3件、27千円（漁網） 件数不明、1,630千円 オットセイの出没により漁場の対象水産物が逸散することで漁獲量が減っているとの報告がある。
ヒグマ	イチゴ、メロン、 スイカ、スイート コーン、ニンジン ほか	8件、被害額不明 兼業農家の多い当町では具体的な被害額は算出されていないが、ヒグマの出没による農産物の被害は確認されている。特にヒグマが好むイチゴ・ニンジン等の被害が報告されている。
キツネ	農作物（種の掘り おこし）、馬鈴薯、 イチゴ、スイカ、 メロンほか	5件、被害額不明 兼業農家の多い当町では具体的な被害額は算出されていないが、キツネによる馬鈴薯等の農産物の被害が報告されている。
タヌキ	農作物（種の掘り おこし）、イチゴ、 スイカ、メロンほ か	7件、被害額不明 兼業農家の多い当町では具体的な被害額は算出されていないが、タヌキによるイチゴ等の農産物の被害が報告されている。
エゾシカ	農作物、牧草、ト ドマツ、その他果 樹	18件 10ha、被害額不明 兼業農家の多い当町では具体的な被害額は算出されていないが、各種農作物への被害、樹木・牧草の食害や角擦り等による森林被害が確認されている。更に放牧地への出没により畜産牛の暴走やケガ等が報告されている。

(2) 被害の傾向

トド	<p>例年12月頃から翌5月頃までの期間で町内沿岸に現れる。漁業者の刺網、底建て網等に被害を与える。詳細な来遊数は不明だが、数頭から5頭以上の群れで現れている。</p> <p>また、トドの出没で漁場の対象水産物が逸散することにより漁獲量に影響があるとの報告がある。</p>
アザラシ類	<p>例年12月頃から翌5月頃までの期間で町内沿岸に現れる。詳細な来遊数は不明だが、1頭から数頭の群れで現れている。</p> <p>詳細な被害は不明だが、小型定置網に入り込み魚を食べ、網がやぶられるなどの被害が報告されている。</p> <p>また、アザラシ類の出没で漁場の対象水産物が逸散することにより漁獲量に影響があるとの報告がある。</p>
オットセイ	<p>例年12月頃から翌5月頃までの期間で町内沿岸に現れる。詳細な来遊数は不明だが、1頭から数頭以上の群れで現れている。</p> <p>詳細な被害は不明だが、小型定置網に入り込み魚を食べ、網が破られる、更には刺網に接近した魚を食べるなどの被害が報告されている。</p> <p>また、オットセイの出没で漁場の対象水産物が逸散することにより漁獲量に影響があるとの報告がある。</p>
ヒグマ	<p>例年、春期から目撃情報があり夏から秋にかけて畑作地帯に出没し農作物に被害が生じている。</p> <p>近年はヒグマの生息域が住宅街に近づいてきていることにより、住宅地や小学校の通学路付近へ出没する事例が増え、ヒグマが生活圏内に出没する傾向にある。また、国道を走行中の車両との接触事故も発生している。</p>
キツネ	<p>春期から秋期にかけて町内全域に出没し、各種農産物に被害を与えているが、被害件数は減少傾向にある。近年は住宅街近郊農地にも農業被害が発生しており、生産量や就農意欲に影響を与えている。</p>
タヌキ	<p>春期から秋期にかけて町内全域に出没し、各種農産物に被害を与えているが、被害件数は減少傾向にある。近年は住宅街近郊の農地にも農業被害が発生しており、生産量や就農意欲に影響を与えている。</p>
エゾシカ	<p>鳥獣被害対策によりエゾシカ捕獲頭数を増頭しているが、一向に農作物被害の減少は見られない。また、樹木・牧草の食害による被害も増加傾向にある。更に牛が預託されている放牧地への出没により、脅えた牛の暴走やケガ等も発生し生育に障害を生じている。</p> <p>エゾシカの出没エリアが住宅街までに及ぶことから、国道を走行中の車両との接触事故が多発し増加傾向にある。</p>

(3) 被害軽減目標

指標		現状値 (2年度)	目標値 (6年度)
トド	被害金額	(漁網) 0千円	現状の維持
	被害件数	0件	〃
オットセイ	被害金額	(漁網等) 1,657千円	現状の50%削減
	被害件数	3件	〃
キツネ	被害金額	被害額不明	
	被害件数	5件	現状の50%削減
タヌキ	被害金額	被害額不明	
	被害件数	7件	現状の50%削減
エゾシカ	被害面積	10ha	現状の30%削減
	被害件数	18件	〃

(4) 従来講じてきた被害防止対策

区分	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取り組み	<p>【トド】</p> <p>松前さくら漁協では、北海道連合海区調整委員会よりトド採捕承認を得て、北海道の助成を受けながら駆除事業を行っている。</p> <p>漁具（底建網）被害防止のため、平成20年5月以降毎年度、「有害生物漁業被害防止総合対策事業」により威嚇事業を継続している。</p>	<p>被害状況の監視、実態調査を行うなど現状を把握することにより、有効な対策や捕獲数の検討を進めることが急務となっている。</p> <p>来遊数の確認についても、各種研究機関等の協力を得て実施する必要がある。</p> <p>地元ハンターの育成により、追い払い等の対策実施隊の人材育成が求められている。</p>
	<p>【アザラシ類】</p> <p>被害防止対策は講じられていない。</p>	<p>被害状況の監視、実態調査を行うなど現状を把握することにより、有効な対策の検討を進めることが急務となっている。</p> <p>来遊数の確認についても、各種研究機関等の協力を得て実施する必要がある。</p>
	<p>【オットセイ】</p> <p>平成22年11月にはオットセイ被害防止調査部会を設けた。</p> <p>関係機関の協力を得て、来遊数や食性などの基礎的な知見を得る「オットセイ漁業被害実態調査」が実施されている。</p>	<p>被害状況の監視、実態調査を行うなど現状を把握することにより、有効な対策の検討を進めることが急務となっている。</p> <p>来遊数の確認についても、各種研究機関等の協力を得ながら継続して実施する必要がある。</p>

	<p>【ヒグマ】 平成25年4月に設置した松前町鳥獣被害対策実施隊を中心に出勤態勢等を整えている。 継続的に出没し人畜に危害を及ぼす可能性が高いと判断した場合ははこわな等により捕獲を実施。令和2年度より有害鳥獣対策捕獲員を雇用しはこわな設置・見廻りを強化している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地元ハンターの高齢化、減少への対応が急務 ・わな猟免許取得者の育成
	<p>【キツネ・タヌキ】 猟友会に委託し、わなによる捕獲による駆除を実施している。 鳥獣被害総合対策事業補助金ではこわな5台を購入している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・わな猟免許取得者の育成 ・捕獲個体の処理の徹底
	<p>【エゾシカ】 猟友会に委託し、銃器、くくりわなによる駆除を実施している。 鳥獣被害総合対策事業補助金によりくくりわな50基を購入し駆除している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況の監視、実態調査、個体数の確認状況に応じた駆除対策を検討。
防護柵の設置等に関する取り組み	<p>【ヒグマ・キツネ・タヌキ・エゾシカ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農家への防護柵設置は講じられていない ・家庭菜園については個々で防護柵等の設置を行っており、被害防止を図っている。 	
生息環境管理その他の取組	<p>【オットセイ】 オットセイ漁業被害実態調査により来遊状況、食性等の調査が行われた。</p>	<p>有効な被害防止対策、捕獲数の検討を進めるためにも各機関の協力を得て現状を把握する必要があるが、地域では実施する体制が取れない。</p>

(5) 今後の取組方針

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 地元ハンターの高齢化等に対応するため、鳥獣を捕獲する担い手を育成。 2 被害を未然に防ぐための生ゴミ、廃棄物などの管理等の徹底、住民周知。 3 農業者のわな猟免許取得者の増加、わな猟具の導入促進、電気柵の普及。 4 威嚇弾などを使用した追払実施の検討。 5 漁具被害を防ぐための強化網などの導入。 6 被害の実態調査や監視及び防止対策の検討。 |
|--|

3 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

北海道猟友会松前支部及び松前町鳥獣被害対策実施隊への協力依頼による捕獲を継続するとともに、関係機関との連携を図り、効果的な駆除に取り組む。

(2) その他捕獲に関する取組

年 度	対 象 鳥 獣	取 組 内 容
2022 年度 (4 年度)	オットセイ ヒグマ・エゾシカ キツネ・タヌキ	生態調査の実施 捕獲用わなの整備、有害鳥獣対策捕獲員による捕獲 わな猟免許取得の促進
2023 年度 (5 年度)	オットセイ ヒグマ・エゾシカ キツネ・タヌキ	生態調査の実施 捕獲用わなの整備、有害鳥獣対策捕獲員による捕獲 わな猟免許取得の促進
2024 年度 (6 年度)	オットセイ ヒグマ・エゾシカ キツネ・タヌキ	生態調査の実施 捕獲用わなの整備、有害鳥獣対策捕獲員による捕獲 わな猟免許取得の促進

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
トド	捕獲頭数については、北海道連合海区漁業調整委員会の指示に従う。
オットセイ	捕獲頭数については、臘虎臘肭獣猟獲取締法に基づく許可頭数に従う。
ヒグマ	出没場所や出没状況から人身事故の恐れの高い個体の捕獲に適宜取り組み、繰り返し畑作への被害が生じる場合も捕獲を実施する。 特に捕獲数は設定せず、北海道ヒグマ管理計画との整合性を図りながら実施する。
キツネ	令和2年度までの実績を加味し、毎年30頭を計画する。
タヌキ	令和2年度までの実績を加味し、毎年50頭を計画する。
エゾシカ	北海道エゾシカ管理計画との整合性を図りながら被害拡大を防ぐため状況応じて銃器、わなによる捕獲を実施する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	2022 年度 (4 年度)	2023 年度 (5 年度)	2024 年度 (6 年度)
トド	許可頭数による	許可頭数による	許可頭数による
オットセイ	許可頭数による	許可頭数による	許可頭数による
ヒグマ	特に定めない	特に定めない	特に定めない
キツネ	30	30	30
タヌキ	50	50	50
エゾシカ	180	180	180

捕獲等の取組内容

トド	11月から翌年5月に、銃器を用いて捕獲する。
オットセイ	11月から翌年5月に、銃器を用いて捕獲する。
ヒグマ	町内全域において4月から12月にかけて、出没の際、銃器、わなを用いて捕獲する。
キツネ	町内全域において4月から9月にかけて銃器、わなを用いて捕獲する。
タヌキ	町内全域において4月から9月にかけて、わなを用いて捕獲する。
エゾシカ	町内全域において年間を通じて銃器、わなを用いて捕獲する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

トド、オットセイについてはライフル銃以外での捕殺が非常に困難であることからライフル銃を使用する。また、ヒグマ・エゾシカは体格が大きく警戒心が強いいため殺傷力や射程距離が長いライフル銃が必要である。

対象鳥獣	実施時期	実施場所
トド・オットセイ	11月～翌年5月	町内全域・松前小島・渡島大島海岸域
ヒグマ	4月～12月	町内全域
エゾシカ	4月～翌年3月	町内全域

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
町内全域	タヌキ、エゾシカ

4 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵、整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	2022年度 (4年度)	2023年度 (5年度)	2024年度 (6年度)
トド、アザラシ類、オットセイ	なし	なし	なし
ヒグマ、エゾシカ	侵入防止柵整備	侵入防止柵整備	侵入防止柵整備
キツネ、タヌキ	小規模防護柵の普及	小規模防護柵の普及	小規模防護柵の普及

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	2022年度 (4年度)	2023年度 (5年度)	2024年度 (6年度)
トド、アザラシ類、オットセイ	なし	なし	なし
ヒグマ、エゾシカ	なし	なし	なし
キツネ、タヌキ	なし	なし	なし

5 生息環境管理その他被害防止施策に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
2022年度 (4年度)	トド、アザラシ類、 オットセイ	被害予防策の知見収集とその普及及び情報の提供
	ヒグマ、キツネ、タ ヌキ、エゾシカ	生ゴミや農産物、水産物の残さ等の適正管理の周知 徹底緩衝帯の整備
2023年度 (5年度)	トド、アザラシ類、 オットセイ	被害予防策の知見収集とその普及及び情報の提供
	ヒグマ、キツネ、タ ヌキ、エゾシカ	生ゴミや農産物、水産物の残さ等の適正管理の周知 徹底緩衝帯の整備
2024年度 (6年度)	トド、アザラシ類、 オットセイ	被害予防策の知見収集とその普及及び情報の提供
	ヒグマ、キツネ、タ ヌキ、エゾシカ	生ゴミや農産物、水産物の残さ等の適正管理の周知 徹底緩衝帯の整備

6 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
松前町役場	現場確認、関係機関への連絡、住民広報
松前警察署	現場確認、周辺パトロール、安全確保、住民広報
松前さくら漁業協同組合	漁業被害状況調査、漁業者への広報
松前農業協同組合	農業被害状況調査、農業者への広報
松前町森林組合	林業被害状況調査、森林所有者への広報
渡島総合振興局	緊急時の情報交換、指導及び助言
北海道猟友会松前支部	現場確認、周辺パトロール、捕獲活動
鳥獣保護監視員	情報提供、指導及び助言

(2) 緊急時の連絡体制

別添のとおり

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

トド オットセイ	研究機関に検体を提供後、食性等解析調査、必要部位の採取測定 を行い、それ以外は関係法令に従い処理する。
ヒグマ	捕獲個体の試料を採取・提供後、一般廃棄物処理施設で処理する。
エゾシカ	捕獲個体は原則全量回収し一般廃棄物処理施設へ搬入し処理す る。また、処理が困難な場合には生態系の影響を考慮した上で適 切に埋設処理する。
キツネ・タヌキ	捕獲個体は一般廃棄物処理施設で処理する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	特になし
ペットフード	特になし
皮革	特になし
その他 (油脂、骨製品、 角製品、動物園 等でのと体給 餌、学術研究等)	トド：学術研究に提供 オットセイ：学術研究に提供 ヒグマ：北海道立総合研究機構に提供 (下顎第4前臼歯、大腿骨、肝臓)

(2) 処理加工施設の取組

特になし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

特になし

9 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

被害対策協議会の名称	松前町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
松前町役場	松前町鳥獣被害防止対策協議会の連絡調整及び農林漁業者や地域住民に対する啓発活動
松前さくら漁業協同組合	漁業被害状況調査 被害予防策推進
松前農業協同組合	農業被害状況調査 被害予防策推進
松前町森林組合	林業被害状況調査 被害予防策推進
松前町内会連合会	被害防止策推進 各種啓発活動
北海道猟友会松前支部	鳥獣生態等に対する助言 捕獲対応
鳥獣保護監視員	鳥獣全般に関する助言及び情報提供

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
北海道	被害実態把握 情報提供
国、道の農林水産関係研究機関等	被害実態把握 情報提供

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<ul style="list-style-type: none"> ・松前町鳥獣被害対策実施隊を設置。(平成25年4月) ・実施隊員は、町長が町職員から指名、また、非職員である隊員は、町長が任命し、松前町非常勤職員とする。 ・実施隊は対象鳥獣の一斉捕獲など捕獲活動に従事する。
--

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

- ・平成22年11月よりオットセイ被害防止調査部会を設けた。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

特になし

緊急時の連絡体制

